

平成26年3月4日

各 位

会社名 株式会社 バリュール HR
代表者名 代表取締役社長 藤田 美智雄
(コード番号：6078)
問合せ先 取締役経営管理本部長 遠藤 良恵
(TEL. 03-6380-1300)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成26年3月4日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、平成26年3月27日開催予定の当社第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 付議の理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、株主の皆様と利害を共有化することにより、一層の企業価値の増大を図ることを目的として、当社の取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

会社法におきましては、取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権は、取締役に対する報酬等の一部であるとされているため、ストック・オプション報酬としてその額及び内容について第13回定時株主総会に諮ることといたします。

2. 議案の内容

(1) 株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額

当社の取締役の報酬額は、平成13年7月26日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役に対する報酬として年額60百万円の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

この場合、ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、第13回定時株主総会に付議する取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名となります。

(2) 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

上記金額の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容は、次のとおりとし、具体的な募集事項は取締役会において決定するものとします。

① 新株予約権の数

各事業年度内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、年額60百万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、割当日においてブラック・ショールズ・モデル等に基づき算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって

除して得られた数（ただし、整数未満の端数は切捨てる。）を限度とする。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後に当社が合併又は株式分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整されるものとする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデル等に基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たり 1 円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

割当日より 1 年を経過した日から 1 年以内とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。

ロ. 新株予約権者が取締役、監査役又は使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(i) 新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ii) 新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(iii) 新株予約権者である使用人が定年退職した場合

(iv) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

ハ. その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

⑧ その他の新株予約権の内容

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上